

リスト改正…省令2条2項七号ロの新設

1. はじめに

8月26日に行われたリスト規制改正説明会で、複数の質問者が貨物等省令2条2項七号ロの新設を取り上げました。

Q 新設の<ロ>は、現行規制（改正案では<イ>）と重なるのではないかと？

A 否。<イ>では「閉止部（但し交換可能な）が規制外材質」ならばバルブとしては規制非該当であった。このため、「閉止部以外が規制材質」で「閉止部は規制外材質だが輸出後に現地で規制材質のものに交換」という規制逃れの問題が出てきた。

そこでオーストラリアグループ（AG）が、閉止部が交換可能な大型バルブについて、その材質の如何を問わず規制するよう改めたのを受け、今回の<ロ>新設となった。

省令条文を見る限り、講師のおっしゃる通り、<イ>との重複はありません。では質問者は、条文を理解していないのか？

実は CISTEC/BCW 分科会の議論（但し私がフォローできているのは在籍していた2012年度までですが）や、<解釈>を踏まえて考えると、上記質問にも相当の合理性があったことが分かります。私も質問者に賛成で、「わが国では<ロ>で新たに規制されるものなしと思います。

個々の輸出者としては「内容が重複していても結果（規制該当）が同じならどちらでもよい」という気もしますが、実はそうではありません。本稿は結びで、このような事態の原因となった、わが国とAGの規定ぶりの違いが、規制全体にどのような影響を及ぼしているかを考察します。そしてその解消方法についても触れるつもりです。

2. 省令条文の読解

省令2条2項七号イ（註 現行七号と同じ）

呼び径が10A超の弁又はその部分品として設計されたケーシング若しくはケーシングライナーであって、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの（後略）

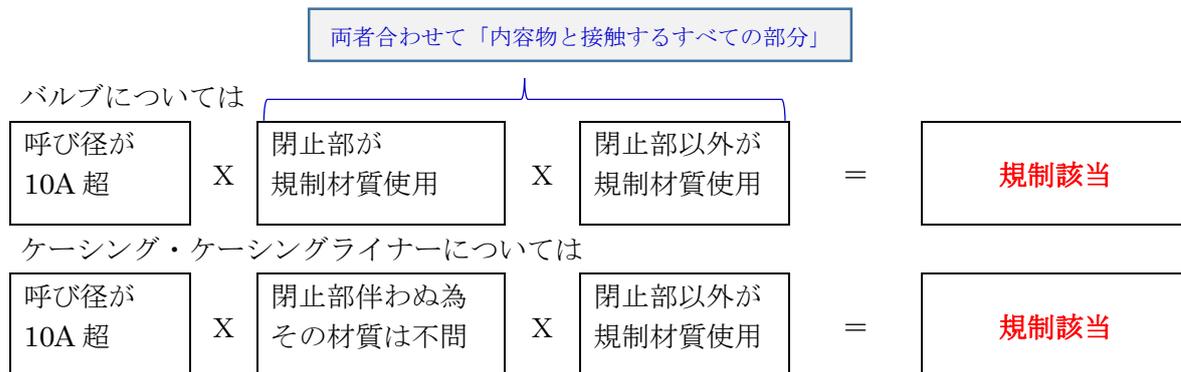
省令2条2項七号ロ（註 今回新設）

呼び径が25A以上100A以下の弁であって、次の全てに該当するもの（イに該当するものを除く。）

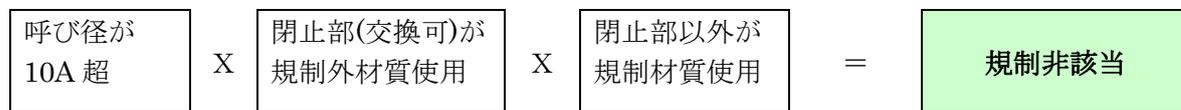
(一) 閉止部分以外のケーシング又はケーシングライナーのうち、内容物と接触するすべての部分がイ（一）から（九）までで定めたいずれかの材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(二) 閉止部分が交換可能なように設計されたもの

<イ>の論理構造を図で表してみましょう。

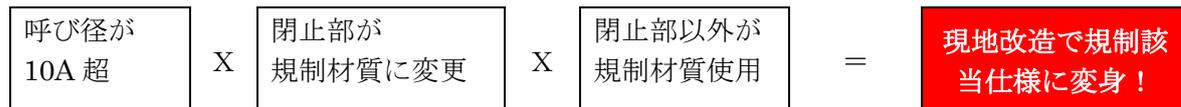


これでは次の場合に穴が生ずることが AG 会合で問題になったというのは



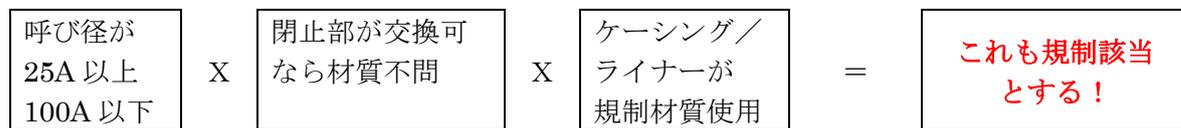
このままでは、一旦、バルブは許可不要の形で輸出できる。

ところが後日、規制材質の閉止部（それ自体は規制なし）を現地で付け替えると



なるほど、そういうことですか、

そこで今回新設の<ロ>で、次のように定めたわけですね。



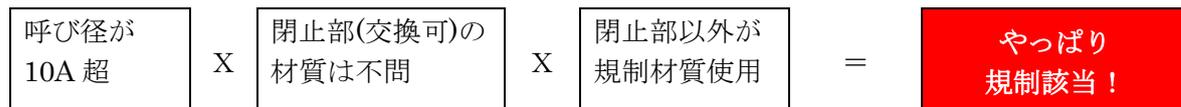
3. <解釈>を踏まえた読解

ところが<解釈>まで含めて考えると、話が変わります。

<解釈>

内容物と接触するすべての部分	交換可能な部分（ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等をいう。）以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
----------------	--

もし閉止部が「交換可能な部分」だったなら、そのバルブの判定はこうなります。



なんだ！ <ロ>の規制対象は<イ>でカバー済じゃないか！

実をいうと、大型のバタフライ弁において、バタフライ閉止部が交換可能だった場合の議論は数年前に BCW 分科会でなされていました。その場合における「穴ふさぎ」が上記<解

積>であることの認識も、分科会にはありました。それは「日本ではとっくに考慮済み」の問題であって、今回の改正は「世界が我々にやっと追いついた」結果を条文化したものであったのです。

しかし、それでは諸外国は今までどうしていたのでしょうか？ AGの規定はどうなっていたのでしょうか？

4. AGとどこが違うのか

というわけでAG条文を見たところ、「交換可能な」に加えて「シーリング機能の」との表現がありました。(5/5頁のNote3*) 「シーリング機能部品の材質は、もしその部品が交換可能ならば、規制該非には関係しない(たとえ規制外の材質であっても、それにより非該当とはしない)」旨が述べられています。

* 9.2付け初稿ではNote3を見落としていたため、結論も上記とは異なっておりました。識者の御指摘により、その誤りを匡すことができました。御礼申すとともに初稿読者の皆様にはお詫び致します。

なるほど、それならAGが、「シーリング機能部品」でない閉止部(たとえばバタフライ)が交換可能で、かつ規制外材質(たとえばステンレス)であった場合に、今まで規制非該当としていたことも理解できます。

しかし今度は別の問題が浮かんできます。それは、前頁で引用したわが国<解釈>と、5/5頁のAG Note3の齟齬です。

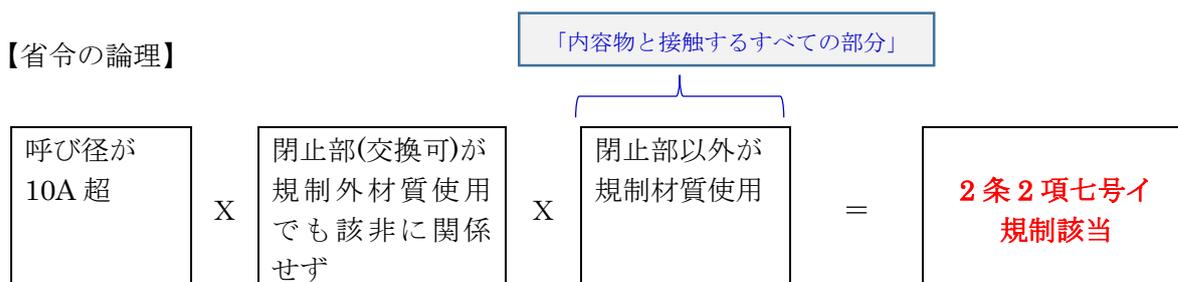
わが国では、交換可能な部位の材質が規制外のもの(たとえばステンレス)であったとしても、そのことをもって製品を規制非該当とはしません。一方、AGでは、その交換可能部位が「シーリング機能のもの」であったとき以外は、その材質をもって製品非該当と判定する仕組みになっています。

「<解釈>とNote3の齟齬」は、以下の通り、判定結果の違いにつながります。

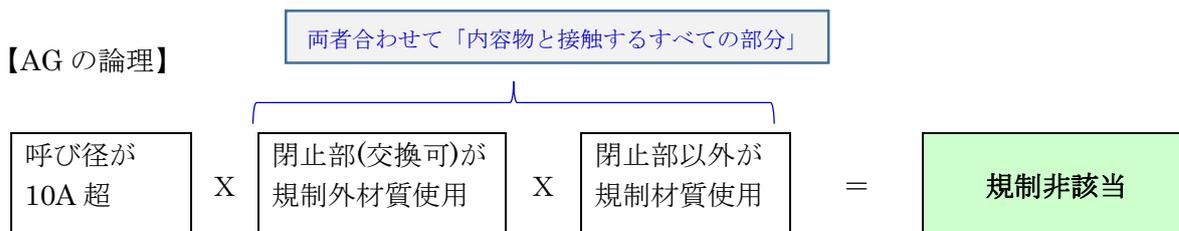
① 呼び径が15A・20Aのバルブ。(交換可能でない部位は規制材質使用)

閉止部が交換可能、かつ規制材質の場合、わが国では<イ>該当。だがAGでは規制非該当となる。

【省令の論理】

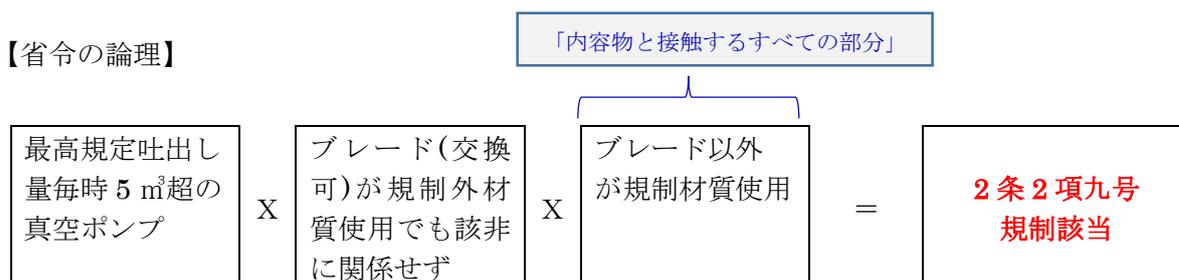


【AG の論理】

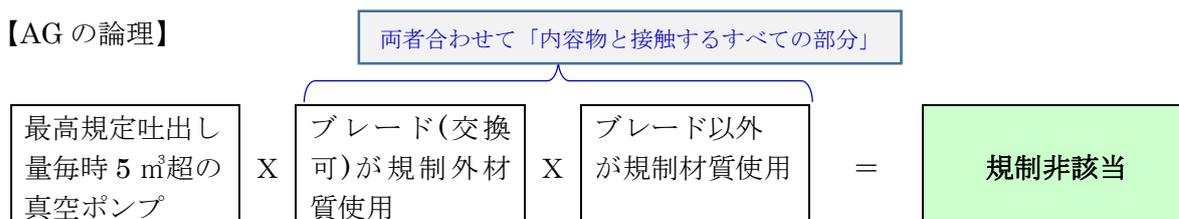


- ② バルブ以外の 3 項(2)対象製品。たとえばポンプ。(交換可能でない部位は規制材質使用)
たとえばブレード (ブレードにはシーリング機能がない) が交換可能、かつ規制外材質
の場合、省令の論理では規制該当**。だが AG では非該当となる。

【省令の論理】



【AG の論理】



** 実際の運用においては、規制非該当になることもある、と聞いたことがあります。これは
「規制材質ブレード単独での輸出は、部分品規制で取り締まり可能だから、内蔵ブレードが
規制外材質ならポンプ本体の輸出は許可免除しても実害なし」との判断に基づくものと推
量します。

私もそれで「実害」はないと思います。しかし現行規制の論理としては、これを規制非該
当とはいえません。(非該当とするためには、ブレードを「交換可能な部分」のカウン
ト外にする必要があります。しかしそれには<解釈>条文中の「不都合な箇所」…「ワッ
シャー等」の「等」…を見なかったことにせねばなりません。そのようなトリッキーな
やり方は長続きしないでしょう。誰かが「条文の通りやりましょうよ」と言い出した
瞬間、この運用は寿命が尽きるのですから)

これ以外に、<イ>と<ロ>の違いが分かりにくい、という冒頭の問題も残ります。

したがって<解釈>・Note3 のいずれを変更するかは別の話として、両者の溝は埋めな
ければなりません。参考のため、<解釈>を変更する場合の文例を示します。

内容物と接触す るすべての部分	交換可能な部分 (ガスケット、パッキング、ねじ、シール、ワッシャー等のシ ーリング機能を担うものをいう。) 以外で内容物と接触する全ての部分をいう。
--------------------	---

【参考】 AG の条文

Note 3. The materials used for gaskets, packing, seals, screws, washers or other materials performing a sealing function do not determine the status of control of the items listed below, provided that such components are designed to be interchangeable

6. Valves

a. Valves, having both of the following:

- i. A nominal size greater than 1.0 cm (3/8"), and
- ii. All surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry

b. Valves, not already identified in paragraph 6.a., having all of the following:

- i. A nominal size equal to or greater than 2.54 cm (1") and equal to or less than 10.16 cm (4")
- ii. Casings (valve bodies) or preformed casing liners,
- iii. A closure element designed to be interchangeable, and
- iv. All surfaces of the casing (valve body) or preformed case liner that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry

c. Components, as follows:

- i. Casings (valve bodies) designed for valves in paragraphs 6.a.or 6.b., in which all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry;
- ii. Preformed casing liners designed for valves in paragraphs 6.a.or 6.b., in which all surfaces that come in direct contact with the chemical(s) being produced, processed, or contained are made from the materials of construction in Technical Note 1 of this entry.

Technical Note 1. Materials of construction for valves are any of the following

- (a) nickel or alloys with more than 40% nickel by weight;
- (b) alloys with more than 25% nickel and 20% chromium by weight;
- (c) fluoropolymers (polymeric or elastomeric materials with more than 35% fluorine by weight);
- (d) glass or glass-lined (including vitrified or enamelled coating);
- (e) tantalum or tantalum alloys;
- (f) titanium or titanium alloys;
- (g) zirconium or zirconium alloys;
- (h) niobium (columbium) or niobium alloys; or
- (i) ceramic materials as follows:
 - 1. silicon carbide with a purity of 80% or more by weight;
 - 2. aluminum oxide (alumina) with a purity of 99.9% or more by weight;
 - 3. zirconium oxide (zirconia).

Technical Note 2. The 'nominal size' is defined as the smaller of the inlet and outlet port diameters.

<ロ>に
対応